

本校では「いじめ問題」で苦しむ人がいなくなるよう、いじめ防止等のための基本方針を作りました。

### Q1 いじめとはどのような行為ですか

A1

今はいじめの定義は以下の通りです。

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われる物を含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（文部科学省）

これは

- (1) 自分より弱い者に対して一方的に、
- (2) 身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、
- (3) 相手が深刻な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

というこれまでの定義を改め、平成18年度より新たに使われているものです。

### Q2 いじめ防止基本方針とは何ですか

A2

いじめが、いじめを受けた子供へ大きな影響（教育が受けられない・心や体に深い傷を与える・生命の危険等）を与えてしまうことを重く受け止め、いじめがおこらないようにするための取組みを進めることを目的として作られたものです。国の『いじめ防止対策推進法』を受け、本校でもいじめ防止のための基本方針を作りました。

### Q3 基本方針の主な内容を教えてください

A3

国のいじめ防止対策推進法には、「いじめ防止等のための対策を推進するための基本方針を定めるもの」と書かれています。本校ではこれを受けて下のよう基本方針を作りました。

若松小学校版 いじめ防止基本方針	
第1	いじめの防止に対する基本的な考え方について記しています。 (本紙Q1、Q2参照)
第2	いじめの防止等のための対策について3つの視点から行う取組みについて記してあります。(Q4参照) ①未然防止 ②早期発見早期対応 ③組織的対応

### Q4 防止対策とはどのようなものですか

A4 大きく3つの視点について対策を考えています。

#### ① いじめがおこらないようにするために

- 豊かな心の育成を図ります。
  - ・基本的な生活習慣を身に付けられるよう「若小生活・学習スタンダード」を学校全体で指導します。
  - ・日々のあいさつを大切に教育活動を推進します。
  - ・ふわふわ言葉かけの活動を行い、小さな感謝・小さな善行を「見える化」していきます。
  - ・異学年交流(たてわり活動)を取り入れ、人との関わりや下級生への思いやりなどをもてるようにします。
  - ・全教職員が児童の良さや努力を認め、励ましながら育てます。

- 授業の充実を図ります。
  - ・授業において「分かる・できる喜び」「共に学ぶ楽しさ」「役に立つ喜び」等を味わわせ自己肯定感を高められるようにします。

- 家庭、地域と連携を図ります。
  - ・家庭や地域への広報・啓発活動を進めていきます。
  - ・地域人材を活用させてもらったり地域行事に参加したりしてお互いの「顔」が見えるしくみ作りを進めます。

#### ② いじめの早期発見・早期対応のために

- いじめ問題へ組織的に対応できるようにします。
  - ・日頃より児童の様子をつぶさに観察したり、同じ時間を共有したりしながらいじめにつながる芽を早期に発見します。
  - ・発見した事案や、本人・保護者等からの情報は、学級担任が一人で抱え込まないよう生活指導主任(※1)や特別支援コーディネーター(※2)等が中心となり校内の組織で対応策を考えます。
  - ・対応したことや今後のことについて保護者との連携を図ります。

- 教職員のいじめの問題に対する力を向上させます。
  - ・校内におけるいじめ問題について協議する機会をもったり、いじめの原因にもつながる体罰防止研修等を実施したりします。

#### ③ いじめがおきてしまった時のために

- 校内において組織的に対応します。
  - ・校内委員会を開催し、事案について情報収集・対応の方法・連携相手の調整などを複数人で対応していきます。

- 重大事態(※3)発生時は、外部人材を活用し解決にあたります。
  - ・スクールカウンセラー(※4)を各校1名配置し、児童・生徒・保護者・教員からの相談や精神的ケア等に応じます。
  - ・スクールサポーター(※5)と情報共有・対応連携しながら第三者的な立場から学校をサポートしてもらいます。

※1) 校内の生活指導全般を統括し、管理職と共に組織を指揮するリーダー的教員。  
 ※2) 児童への適切な支援のために、校内及び関係機関・相談依頼を受けた保護者等との連絡調整を図るリーダー的教員。  
 ※3) 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」「相当の期間学校を欠席(年間30日を一定の目安)することを余儀なくされている疑い」がある場合。  
 ※4) 生活指導上の課題に対する未然防止や改善及び解決のため、また校内の教育相談体制充実のため市内全小・中学校に配置される、高度な専門性をもつ臨床心理士。  
 ※5) 学校・地域と警察とをつなぐ少年非行や安全確保のために再雇用された警察官 OB。

### Q5 家庭でできることはありますか

A5

いじめ防止対策は学校だけではなく、家庭における協力が欠かせません。いじめ防止対策推進法には、以下のように保護者の責務について記されています。

#### 【保護者の責務等】

第九条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

### Q6 問い合わせ先を教えてください

もしも、お子さんとの会話から、自分の子供に限らずいじめの気配を感じた場合は、まだ確証がつかめない段階であっても、学校にためらわずに御相談ください。

また、学校の他にも東京都の相談機関や府中市立教育センター等も窓口になりますので御活用ください。

#### 府中市立若松小学校

電話 042-364-1771



#### 府中市立教育センター

月～金曜日(時間外は留守電対応) 午前9時～午後5時  
 電話 042-360-4188  
 (いじめ相談専用電話 0120-14-2871)

#### 東京都いじめ相談ホットライン

24時間対応 電話 03-5331-8288

#### 東京都教育相談センター

平日9:00～21:00 土日祝日9:00～17:00  
 電話 03-3360-8008